

「エトフメセート」「テブフロキン」「ピラクロニル」及び「フルフェノクスロン」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬について、前回評価依頼時から追加となった各種試験データは別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

記

1. エトフメセート（農薬）
2. テブフロキン（農薬）
3. ピラクロニル（農薬）
4. フルフェノクスロン（農薬）

エトフメセート

1. 今回の諮詢の経緯

・平成22年2月12日、農林水産省からの農薬取締法に基づく新規登録申請に伴う基準値設定の要請を受理

※ ポジティブリスト導入時に設定した暫定基準の見直しに係る評価については、平成19年3月5日付で、厚生労働大臣より食品安全委員会委員長あて依頼しているところ。

2. 評価依頼物質の概要

名称	エトフメセート(Ethofumesate)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	非ホルモン型浸透移行性除草剤で、光合成及び呼吸活性を減少させることによって細胞分裂を阻害するものと考えられている。	
日本における登録状況	今回、てんさいへの新規登録申請 使用方法：散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準：たまねぎ、畜産物等 EU基準：ハーブ類、スパイス類等 豪州基準：畜産物等
食品安全委員会での評価等	評価中(初回)	

テブロキン

1. 今回の諮詢の経緯

- 平成22年3月4日、農林水産省からの農薬取締法に基づく新規登録申請に伴う基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	テブロキン (Tebuflouquin)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	ピラゾリルピラゾール環を有する除草剤である。 プロトポルフィリノーゲンIXオキシダーゼの活性を阻害することにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況	今回、水稻（いもち病等）への新規登録申請 使用方法：散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

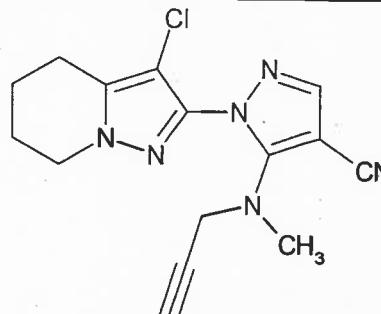
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ピラクロニル

1. 今回の諮詢の経緯

・平成22年3月4日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	ピラクロニル (Pyraclonil)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	ピラゾリルピラゾール環を有する除草剤である。 プロトポルフィリノーゲンIXオキシダーゼの活性を阻害することにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物：水稻（一年生雑草等） 今回、ひえへの適用拡大申請	
使用方法	散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	平成18年1月13日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成19年8月 2日 食品健康影響評価結果 受理 A D I = 0.0044 mg/kg 体重/day	

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

フルフェノクスロン

1. 今回の諮問の経緯

- 平成22年6月15日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定及び魚介類への基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	フルフェノクスロン (Flufenoxron)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	<p>ベンゾフェニル尿素系殺虫剤である。 キチン質の合成が阻害されることで、幼虫の脱皮時に不完全な脱皮を促すことにより作用すると考えられている。</p>	
日本における登録状況	<p>登録がなされている。 適用作物：りんご（ナミハダニ等）、なし（ハダニ類等）、大豆（ハスモンヨトウ）等 今回、あずき、かんしょ、西洋わさび、ケール、にんじん、すもも等への適用拡大申請 使用方法：散布</p>	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準：りんご、なし等
食品安全委員会での評価等	<p>平成16年8月3日及び平成18年7月18日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成19年4月19日 食品健康影響評価結果 受理 $ADI = 0.037 \text{ mg/kg 体重/day}$</p>	

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

(別添 2)

○評価依頼が 2 回目以降の剤に関する追加データリスト

【ピラクロニル】

- in vitro ヒトリンパ球染色体異常試験（原体）（2000 年）

Huntingdon Life Sciences [GLP 試験]

- in vitro ヒトリンパ球染色体異常試験（純品）（2000 年）

Huntingdon Life Sciences [GLP 試験]

- 代謝物（メチルホルムアミド）ラット急性経口毒性試験（2004 年）

ボゾリサーチセンター [GLP 試験]

- 代謝物（メチルホルムアミド）細菌を用いる復帰突然変異試験（2004 年）

BML [GLP 試験]

- 作物残留試験（国内）

【フルフェノクスロン】

- ラット 2 世代繁殖毒性試験補足試験（1996 年）

Huntindon Life Science Ltd. [GLP 試験]

- 動物体体内運命試験（イヌ）（1989 年） Inveresk Research International

Sittingbourne Research Centre [GLP 試験]

- 植物体体内運命試験（ぶどう）（2003 年） BASF 農業センター [GLP 試験]

- 作物残留試験（国内）